

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年5月12日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから5月12日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を上げてください。

では、フルサワさんお願いします。

○記者 電気新聞のフルサワです。よろしくお願いします。

すみません。本日の議題ではないのですが、今週の14日で、浜岡原子力が政府要請で停止してから10年を迎えるのですが、これについて、何か所感があれば伺いたいのではございますか。

○更田委員長 非常に漠としたお尋ねなので、なかなか咄嗟に答えが浮かんでこないのですが、10年は確かに長いですね。

特に浜岡ということであれば、浜岡のサイトの特性を捉えることの難しさでしょうか。それから、浜岡と言う思い出されるのは、復水器のほうで、5号機が海水混入というのがあって、5号機がどうなるのかというような話があって東日本大震災を迎えて、そして全機停止、その後、1、2号機の廃止措置が決まってということで、今を迎えているわけですが、まだ、浜岡の審査もまだ途上にありますし、何より私たちが感じている審査上の難しさというのは、やはりサイト特性ですね。

ですから、もちろん現場におられる方はもっと強く感じるでしょうけど、確かに非常に長い時間が経過したと思います。

そういった意味で、停止はしているけれども、多くの核燃料を、使用済も含めて貯蔵しているわけですし、今後、施設の利用を中部電力としては目指しているわけなので、技術力の継承であるとか、緊張感を絶やさないとというふうにはしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

すみません。心構えができてお尋ねではないのですが、確かに実感として非常に長い期間であるなというふうには思います。

○記者 サイト特性を捉える難しさとおっしゃっていたことに関連するのかもしれませんが、地震・津波が、審査が基本的にはいまだ続いているんですけど、これは、やっぱり個別のサイト条件によるものが大きいのか、事業者というか、中部電力側の審査対応にも何か要因があるとお考えなのか、教えてください。

○更田委員長 極めてサイト特性によるものが大きいとは言えると思っています。

ただ一方で、中部電力が、地震の議論と津波の議論を並行してなり、その他の議論と並行して対処ができてきたかと言うと、そうではない部分もありますし、それから、私たちとしては、なかなかハザードが確定しないことにはプラント側の審査に入れない。これは、やっぱり手戻りもあってはいけないし、うちのリソースの問題があるのも事実です。

更に言えば、津波に関しては、中部電力は内閣府の見解ではなくて、独自の見解、解釈による津波の想定というのを打ち出していますから、そういった意味で、要因は一つではないけれど、やはり太平洋側で津波のハザードを厳しく考えなければならぬというところが要因としては最も大きいというふうには思います。

○記者 分かりました。

最後にしますが、浜岡は新規制基準の施行後ではなくて、政府の要請によって停止したという経緯がありますけど、先ほど言った太平洋側にあるというようなことがあるとは思いますが、そういった停止の経緯みたいなものが、審査の地震・津波の何かに影響しているみたいなことはありますか。

○更田委員長 それはいいですね。当時の停止に向けた要請の背景というのは、様々な当時の御判断があったのだらうと思いますけれども、今、私たちが審査に入って、審査を進めていくにあたって、その要請の背景にある理由であるとか、あるいは、その当時の経緯というものが関係するとはとても思えません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 続いて、先ほど手を上げられたオオヤマさんからお願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

今日の定例会で、1Fの事故の分析の中間取りまとめに対する各電力からの回答が上がってきましたけれども、色々電力によってかなり温度差があるのかなというふうに見受けられましたが、委員長は、まだ報告に全部目を通しておられるか分からないですけども、読んだ印象としましては、どのような印象を今のところ持っていますでしょうか。

○更田委員長 回答をお願いした期限が確か10日で、私がつい資料を貰ったのは昨日の夕方なものですから、全編を見られているわけではありませんし、すかさず、すぐに委員会で報告という形だったので、今日の委員会では、それぞれの内容はさておきという議論の仕方になったのだと思います。

これから読んでいきたいとは思いますが、今日の委員会でも申し上げたように、問いの立て方によるものもあるので、必要であれば、今後またあいつた文書でのやり取りも進めていきたいと思っておりますし、また、1F事故分析の検討会に事業者に来てもらって議論を進めるというやり方もあるでしょうし。まだまだこれから

だと思っています。

一方で、今日の委員会でも申し上げましたけど、じっくり取り組んでいいものと、ひょっとすると早くやらなきゃいけないのかもしれないものがありますので、そこら辺の見極めというのが直近の作業になるだろうというふうに思います。

○記者 その関係なのですけれども、確か、どういう分野かというのは、例えば見極めが早いものはどういう分野か、委員会でも触れられていらっしゃるけれども、例えば、委員会で触れられた以外にも、こういった要素が急いでやる必要があるかどうか、その辺りのお考えについては、どの部分が急遽必要があって急いでやらなければいけないのかと言う、こういった分野がそういうふうに回答していますでしょうか。

○更田委員長 それは、みんなで議論をしていく必要はあるだろうとは思いますが、私が今、気にかかっているのは、BWRの二次格納容器、建屋の水素対策で、それもオペフロ上ではなくて、オペフロ下の階における水素対策が必要なのか、必要ではないのか。

御承知のように、BWRの一次格納容器は窒素置換されていますけれども、水素漏洩があった場合、建屋は大気雰囲気ですので、それでどうなのだと言われてもなかなか難しいですけれども、実際、福島第一原子力発電所では建屋の水素爆発があったわけで、これは、どこかからのパスから漏洩してきて着火した。

これがオペフロの上ということであれば、ブローアウトパネル等々、排気のための手段があるわけですが、オペフロ下については特段、もちろん密閉空間というよりは、階段もあれば、物揚部の開口部もあることはあるのですが、あまりこれまで二次格納容器の水素対策は顧みられてこなかった分野なので、私としては、気にかかっているのはこの一件です。

○記者 あともう一つ、今回の各電力への質問なのですが、あの事故を各電力が我が事として捉えるというような、そういった狙いも一つの要素としてあるのかなと思うのですが、委員長はその辺りはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 それは、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響といいますか、インパクトを受けて、規制も変わったけど、各電力も大きな影響を受けているわけで、他人事ではないですよ、電力各社にとって。

ですから、それぞれが、それぞれとして事故をどう考えるというのは、私たちに問われていなくても、それぞれ考えておられることだと思いますので、そういった意味で、個社単位、電力事業者一同ではなくて、個々の社としてどう考えるかというものの発信というのは、ある種、原子力事業者の社会的責任の一つだというふうに私は思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

まず、カワムラさんお願いします。

○記者 朝日新聞のカワムラと言います。よろしくお願いします。

僕も、議題とは関係ないのですけれども、一件質問させてください。

昨日、自民党の原発の新增設やリプレイスを目指す議連の会合があって、その席では、震災後の長期停止期間については法で定められた40年とか延長を含めた60年から除外すべきだという意見も多数出たと聞いております。

質問はここからで、規制委としては、常々、運転期間について意見を述べる立場ではないというような見解だと思うのですけれども、その見解に変わりはないかということと、こうした停止期間を除外する考え方について御所感や、あと、懸念される点などあればお答え願えないでしょうか。

○更田委員長 まず、見解に全く変わりはないですし、それから、これは繰り返し何度もこの会見で申し上げてきていますけれども、特に見解というか、技術的な事項として、一つの検証として、個々のSSC、システム機器類にどういう影響があるかというのは、経年変化の問題として、私たちはそれぞれ技術的な見解を持っていますけれども、運転期間に対する制限というものは、これは国会で決められたことであって、それが技術的な問題だけで決められたものかどうか、私たちが見解を述べる立場ではありませんので。そういった意味で、国会での御議論によって決まったことであって、これに対して私たちは文書で見解を示していますけれども、あそこに書かれているとおりですししか申し上げようがないです。

○記者 分かりました。

その文書のところですけども、昨年7月の見解だと思うのですけれども、一律に決めることはできないといった内容が書かれているのですけれども、先ほどの浜岡の質問の中で答えられたサイト特性とか、そういう部分と重なるのかもしれないのですけれども、なかなか一律に決めることはできないと判断されている理由などがあれば、もう少し教えてください。

○更田委員長 何を一律に決めることはできないと。

○記者 ごめんなさい。一定の時間を除外する、その一定にというところで、規制委として、昨年7月に、そういう個々のサイトの事情があるので一意に決めることはできないというふうな見解を出されていたと認識しているのですが。

○更田委員長 御質問の意図が取れないでいるのですけど。

○記者 規制委として、そのサイトごとに――私の理解が間違っていればあれですけども、こうした一定の、一律に、元々、電力会社からは一定期間を除外してくれというような要請があって始まった話だと認識しているのですけれども、その一定の期間を一律に除外することというのはできないと、すみません。質問の仕方が悪

くて。

- 更田委員長 サイト特性というよりは、むしろ、例えば停止期間をどう捉えるかというの、停止していることによって経年変化が進みにくいものと、それから、停止していても経年変化がするもの、経年劣化が進むものがあります。

そういった意味で、技術的には経年変化が進むもの、進まないものを個別に議論することはできますし、それから、元々の設定がそれぞれ違うので、時間の経過に対して、設計の影響、僕はよく「設計の古さ」という言い方をしますが、設計の古さの影響があるわけで、技術的に、それぞれの、例えば炉の寿命がどうであるかというようなことをいうのは、個々でやったら技術的に不可能ではないかもしれない。ただ、寿命の限界の定め方とか、様々な議論はありますけれども。

そういった意味で、ただ、そういった、実際に経年劣化が優位になる年数と、それから、今置かれている40年で高経年化評価をやって、最大20年一回限りというのは、こういった技術的な検討だけで決まったものというのか、私たちのところで決めたものではないですから。

そういった意味で、停止期間をどう考えるかということも含めて、これは私たちに委ねられても決めようのない話という、そういうことだと御理解ください。

- 司会 先ほど手を上げられた、右二つ横のオノザワさん。お願いします。

- 記者 東京新聞のオノザワと申します。

私も浜岡について1点お伺いしたいのですが。

先日、社長との意見交換でも、防潮堤の評価を先にやって欲しいということで、委員長は、津波の高さをまず決めて欲しいと報じられたのですが、審査に対する中部電力の姿勢という点では、どのように思われていますか。

- 更田委員長 挙げられた例だけに限ってのことなのか、一般論なのかにもよりませんが、まず、社長とお目にかかった際の議論をなぞると、いわゆる新技術の導入に関しての見解というのを早く示してほしいというのは一般論としてあって、例えば、耐震構造ではなくて免震構造を採用した場合についての見解というのは事業者から要望があって、例えば発電機であるとか、そういったものを耐震構造に変わって免震構造に乗せた時のというのは見解を示したわけですが、中部電力は新技術の導入のカテゴリーの一つとして、既存の防潮堤の上に、更に別構造の構成のかさ増しをするというのを新技術でやるから、これに対して見解を示してくれというお話しだったので、それはあまりにも個別のサイトの個別の防潮堤の構造に関するものなので、審査としか捉えようがないので、それは津波のハザードがしっかり固まってから審査の中でやりますというふうに応じたわけです。

提案の仕方を、色々と中部電力なりに作戦を練られたのだらうと思いますけど、私たちとしては受け入れるには無理ある提案だったというふうに思っています。

それから、一般論として審査に臨む中部電力の姿勢というのは、御質問がそういう意味であるとする、中部電力は、これはあくまで印象ではありますけども、独自の見解をしっかりとった事業者だという印象を受けています。

というのは、右へ倣えではなくて、中部電力なりの構想を持って審査に臨んでくるというような感触は持っています。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

はい、じゃあシゲタさんお願いします。

○記者 NHKシゲタです。

先月もたくさん質問が出たと思うんですが、関西電力の40年超えのことについてお伺いしたくて、まず、率直に今日、これから関西電力が工程表を発表するのですが、おそらく、美浜3号機を来月にも動かして、高浜は特重の関係もあって、なかなか営業運転まで入れないのではないかという工程が示されると思うのですが、改めて、関西電力に、40年超えを行う上で注意すべきポイントとかがあったらお話を伺いしてもいいですか。

もしかしたら、浜岡と同じで長期停止というところになってくるかもしれないのですが、40年超えも含めて何か御所見があれば伺わせてください。

○更田委員長 前回、ないし前々回の会見でも申し上げましたけども、より強い懸念としては、やっぱり長期停止の影響を、心配という言葉はふさわしくないかもしれないですけども、より注意を払うべきなのは、やはり停止の影響だというふうに考えています。

安全上の、例えばリスクを定量化しようとした時に、40年炉、50年炉と、10年炉を比較しても、なかなか数字の上で出てこない、不確かさの中に埋もれてしまうような違いではありますけれども、長期停止に関しては、もちろんハードウェア上の変化もあるでしょうけど、人の問題が非常に大きいので、関西電力はちょうど今、規制庁のほうへ来ているというふうに聞いていますけれども、その上で、規制庁のほうからも伝えると思いますけども、やっぱり人の緊張感であるとか、経験の伝達等には充分注意を払っていただきたいというふうに思いますし、更に、関西電力の場合は、多号機を有しているという有利さを生かして、人を送って経験を積むとか、あるいは、そちらで経験を持った人が美浜、高浜へ来るとか、様々な工夫の余地があるだろうと思います。

そういった意味で、まずはソフト面、人の面でのできるだけ工夫をした上で、緊張感をもって作業にあたってもらいたいというふうに思います。

○記者 関連して、仮というか想像ですけども、高浜でもし仮に作業を進めていったとしても、恐らく営業運転、5号検査が終わらない状況ですと、多分、特重のリミットが来ると思うのです。

仮に作業を進めていった場合、そして、営業運転に入れなくて、そのまま定期検査に戻るといった場合、何かリスクとかデメリットみたいなことは考えられるのでしょうか。

○更田委員長 安全上の強い懸念というのはあまり浮かばないとは思いますが。

むしろ、将来の起動に備えて、どれだけ確認、点検、それから経験の蓄積をしておけるかということのほうだろうというふうに思います。

○記者 分かりました。

あともう一点なのですが、美浜3号機については10月で特重の期限を迎える。恐らく1年ぐらい運転できることを考えて、特重がまだできていなければ、10月に美浜3号機を止めざるを得ない状況になってしまうかもしれないと思うのですね。

関西電力にとってみれば、なるべく早く特重を作って、完成させてしまいたいというモチベーションは生まれてくるのかなと思うのですけれども、焦るあまり、事故だったり労災だったりが起こる可能性も、過去の例を見ればあり得るのかなとされていて、そういったモチベーションがあるゆえに、何か気をつけておくべきこととか、そういうことはあるのでしょうか。

○更田委員長 それは、美浜に限らずどこも、特定重大事故等対処施設の竣工が制約になっている事業者にとっては、できるだけ竣工を急ぎたいというのはあるだろうと思っています。

一方で、彼ら自身による確認もそうですし、検査もそうですし、私たち自身による確認もあるわけですので、もちろん急ぎたいだろうけど、急ぎすぎることのデメリットは事業者もよく承知していることだと思います。

そういった意味で、特定重大事故等対処施設、例えば、逆に言うと工事の進め方に齟齬があった場合は、返って大きな停止期間を招いてしまうこともあるので、これは電力事業者も十分に慎重であろうと思いますし、私たちもまた、その工事期間中もしっかりとした監視を行っていきたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を上げられたサカイさん、そのあと、カンダさんで、お願いします。

○記者 中国新聞のサカイと言います。よろしくお願いします。

中国電力の島根原子力発電所2号機のことでお伺いします。

先日まとめ会合が終わり、5月10日には中国電力が補正書を提出しました。

今後、規制庁が審査書案を作って規制委員会に上げて、規制委員会が議論して問題がなければ了承、そういった流れになると思います。

実際、規制庁が審査書案を作って、委員会にかけられて議論される時期というのはいつ頃になると見ていますでしょうか。

○更田委員長 委員会とおっしゃったのは、水曜日にやっている公開の。

○記者 そうです。

○更田委員長 これは、まだ今の時点で、いつというのは申し上げられないと思っています。

というのは、内部の事情ではありますけれども、今、審査書の案というものの一部分でも目を通していているのは、審査にあたっている委員、審査会合に出ている委員だけで、まだ、いわゆる委員5人と、それから規制庁幹部ですね。

審査書の案の、本当に最初の案ができた時というのは、規制委員会の5人と、それから幹部で審査書についてのチェックをしますけれども、それが、そのチェックが、かかる時には数ヶ月かかる時があれば、あるいは一月くらいのときもあればということですので。今は、まだそのチェックに入っている段階にはありませんので、そういった意味では、公開の水曜日の委員会でいつ議論になるかというのは、今の時点でまだ申し上げられないです。

○記者 あと、関連してなのですけれども、まとめ会合が終わって一区切りついて、これから色々はまだあると思うのですが、現時点で、これまでの審査を振り返って感じた課題は何なのかということと、それを踏まえて、再稼働が迫る中で中国電力に安全体制の構築に向けてお願いしたいこと、気をつけてほしいことがあればお願いします。

○更田委員長 中国電力は、審査の中で規制委員会や規制庁からの問いかけに関して一つ一つしっかりと応じようとして、その上で議論を経た上で応じてきています。であるからこそ、審査が終盤に来て、まとめまで来た。

ただ、じゃあ中国電力が中国電力だけで、独自に自分の言葉で自分のプラントや御自分のサイト特性、島根原子力発電所の立地状況ですね、地震や津波と火山等も含めて、それを自らの言葉で説明する、しっかりと自分の考えとして発信するということができるかどうかということは、しっかりこれから見ていきたいと思っています。

というのは、やり取りを通じて問われて答えて、そうでないと言われて、また答え直してということができるとということと、自分自身の理解になっているかということとは幾分かギャップがあります。

そして、仮に非常に厳しい事故のような状況に襲われた時に、一番問題になるのは、中国電力自身が、どれだけそういった危機に備えることができ、今まで規制という格好に対してしてきた説明が、自分自身の理解になっているかということが問われますので、そういった意味で、中国電力には、規制当局への説明が済んだからやれやれではなくて、シビアアクシデントへの対応や、それや地震、火山といったものの評価について、中国電力自身がどうやって自分たちの理解の輪郭を明確にしていくということに努力を続けてもらいたいというふうに思っています。

○記者 これ最後にしますけど、その意図するところというのは、審査自体は大体終わって、会合ももうあまりなくなるかもしれないけれども、それは再稼働に向けて、やはり自分たちなりにやっぱり社内でそういう安全の意識や安全の体制を、そういった意識で作ってほしい、そういう理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 そうですね。意識だけではなくて、やはり技術的な能力だと思いますけれども、更にBWRの場合、再稼働している先行例があるわけではなくて、許可という意味では、東海第二や、女川等があるわけですから、中国電力は、それこそBWRユーザーをリードするぐらいの気概を持ってですね、しっかり技術力の養成に努めてもらいたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 じゃあ、カンダさんお願いします。

○記者 時事通信のカンダです。先ほど、高浜1号の再稼働の準備に向けた、を進めることについて、安全上の懸念は特にないというお話をされたと思うのですが、一方で、使用前検査を行う側としては、規制のリソースをある程度使ってしまうということになると思うのですが、その辺りについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね。なかなか難しいな。確かに検査をやって、例えば圧力容器の蓋空けて、燃料入れて、また燃料出して、じゃあ、また次のときに燃料入れて蓋した時に、検査は不要かって言ったらそんなことはないですし、私たちも恐らく改めて確認することになるので、動かさないのだけれども、検査をするということにはなるのだと思います。ではそれが無駄かという、必ずしも、確かに電気は起こさないわけですけども、ただ、関西電力は特にその高浜1号機、2号機、長期間停止していただいただけに、一連の操作、動作を、起動前にやっておくことというのは、それは言ってみれば練習になってしまうのかもしれないけれども、言っている意味は持つのだと思っています。これは、安全上の問題ではないけれども、長期停止していた場合にその本来だったら温かいはずの配管が、野ざらしの配管が、ずっと冷たい状態だったので、腐食してしまったというような、これは、当初の設計のときに冷たいままずっと置いとかれるということは想定されてない配管だからこそ起きることなんですけど、なかなかこういったものすべてについて、未然に注意を振り向けて確認しておくことは簡単ではないので、確かにおっしゃるように、使用前検査をやって確認をして、燃料装荷して、またという時に、検査や、私たちの確認の一定部分が繰り返しになるかもしれないですけども、これはある程度の意味のある作業だというふうに思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさんお願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

今日の議題と違うんですけど、先日記事書いたんですけど、2015年の8月に、柏崎刈羽原発で協力企業の作業員の方が、父親のIDカードを誤って持って、それで周辺防護区域を通過しちゃって、それで警備員も父親と子供だから顔似てたというのもあったし、あと朝の時間帯で、他の入域者に迷惑がかかるとかというふうなことを考えて通しちゃって、そういう事案があったんですけど、委員長、この話は御存知だったでしょうか。

○更田委員長 また例によってですけども、報道が出るからということで、報告は、そういった事例、こういう報道が出ますという報告は受けています。

○記者 東京電力に取材したら、規制庁と新潟県警に通報したと言っていて、でも規制庁の担当課に確認したら、資料がなかったというふうなことを言われて、規制庁からも取材、確認を取りたかったんですけど、そこはちょっとできなくて、これは一体どういうことなんでしょうか。

○更田委員長 これは当然、私たちは、私のほうも当然こういう報道が出ますってなると、担当部署に聞くわけだけでも、記録はないそうです。それで、どこから報告を受けてる、それは事務所なのか、それとも本庁の核物質防護に係る部署なのかというのは、今の時点では定かではないですけども、東京電力が報告したと言ってるということは報告があったんだと思いますけれども、今の時点で、今の時点でというか、そもそも私が受けている報告というのは記録がないというのは実際のところですよ。

○記者 記録の保管期限が例えば5年だとかそういうのはありますか。

○更田委員長 記録の保管期限、3年と聞いています。というのは、ヒロエさんと同じように、私も担当部門に、何で記録がないのだと何度も聞いているのですよ。2015年ですよ。だから、6年前か。だから、何で記録ないのって聞いたら、書類の保管期限が3年だということで、3年でいいのかなって言ったら、嫌な顔されたんですけど、そうだそうです。

○記者 東電への7つの約束というところで、東電が文書の保管期限5年だというふうに言って、それで規制庁が突っぱねたという経緯があったので、3年というのはちょっと短いと思いますけど。

○更田委員長 ここが難しいところですね。事案の重さにもよるのだらうと思いますけど、今回その東京電力の、特に柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護のレベルが甘いといえますか、脆弱だということの懸念が浮上したからこそ、過去のところも問われるわけですけども、今回、東京電力に対してはID不正から、それから検知装置の一部機能喪失も含めて、今後の検査の中で、柏崎刈羽、並びに東京電力における核物質防護というのは、過去の経緯も含めてどうであったのかをきちんと調査するように求めていますので、その中で東京電力として、できる限りにおいて、今のヒロエさんがおっしゃった事象についても、捉えてくるのだと理解はしています。

○記者 それで資料がないということを知った上なのですけど、この東京電力は、防護区

域への入域は防げたケースだというふうに言っていて、一方で僕が取材した専門家の人は、周辺防護区域に入っても、配管だとか重要設備があるので、もし悪意がある人だったら、重要な事案だというふうに言っていたんですけど、委員長はその周辺防護区域に他人のIDカードで入るといことは、受け止めてどういのでしょうか。

- 更田委員長 これはまだずっと継続的な議論の余地があると私自身は思ってるんですけど、核物質防護事象って、結果で評価する部分が非常に大きいんですね。結果的に大きな影響を及ぼさなかったからというところだけど、セーフティ側の考え方からすると、結果は何も起きてないけれども、これは深刻だという事象はいくつもあるんですね。例えば、緊急の冷却装置にしてもそうだし、停止装置にしてもそうですけども、結果は何も起きてない、一切放射性物質の放出もなければ、機器の故障もないけれども、こうなっていたのは、けしからんという話は、セーフティにいっぱいある。恐らくセキュリティだってそうであるべきなんだろうと思いますけれども、ただセキュリティの場合、評価の難しさがいくつもあるものだから、結果で事案の重大さを捉えているところがあるのが事実なんです。今回伝えられているところによると、防護区域までは至らなかった、それから東京電力から、自ら報告があった、当時のルールではとにかく自ら言ってくればワンランク下がるというようなものだと思います。ですから、いわゆる指摘事項にもならなかったのだろうというふうに思われますけれども、周辺防護区域であっても、発電所に対して影響を与える活動はできるのであって、そういった意味で、周辺防護区域だから構わないということはないのだろうと、一般論としては思います。それから、こういった事象の重さを捉える時に、結果がどうであったかだけで捉えるのは、少し短絡的なので、こういったそのPP事象の評価の仕方というのは、今の時点で私たち米国の事例に倣っているところがすごく大きいのですけれども、ただ米国に何でこうなっているのって聞いても答えてはくれないのですね。制度自身は教えてくれるんだけど、なかなかその核物質防護、セキュリティに関わる経験というのは、共有が難しいですから、特に異国間では共有が難しいので、なかなか他国の経験を自らのものとするのは難しいんですけれども、制度そのものや評価の仕方は、米国とほぼ同じ制度を取っているけど、それを先ほどの中国電力に対してのコメントと同じで、これは私たち自身が私たち自身の理解として、咀嚼をして、評価の在り方という議論をずっと続けていく必要があるというふうには思います。

- 記者 それで、作業員が、誤って通っちゃったということ自体は、何かあまり悪いことじゃないとは思っているのですが、その東電がずっとそれをID不正に至るまでずっと放置させてきたというところに何かしら問題があるような気がしていて、追加検査でこの問題も見えていくという考えはありますか。

- 更田委員長 それはこれからですよ。ですから、これから検査に入るところですから、検査の中で一連の事象について、それから今ヒロエさんがおっしゃってる事例についても、より詳しい情報が得られるかもしれないし、それから、入室管理について言えば、

通常時の運用がどうなっているかというのが非常に強い関心事項ですから、それは検査の中で、一般論として、これからの検査の中で把握していくことだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。では、スズキさんお願いします。

○記者 すみません。新潟日報のスズキです。よろしく申し上げます。先ほどの質問に関連するのですが、今回の問題、一連の問題なのですが、東京電力が過去に遡って調べたりするということで、それを追加検査の中で見ていくことになると思うのですが、これは東京電力を信用するしかないという部分なのかなと思うのですが、この文書が3年しか残っていないということは、その記録を突き合わせるというか、そういう作業ができないのかなと。東電側が報告したとは言っていますが、東電側に資料があったとしても、その規制側に資料が残っていないのであれば、それを確認するすべがないのかなと思うのですが、その辺りはどう考えてらっしゃいますか。

○更田委員長 そうですね。おっしゃるとおりで、東京電力に資料があっても私たちに資料がないと、一方側からだけの検証ということになりますから、ただできるだけ検査に入っていくって、説明を聞いて、説明の一貫性であるとか、他の核物質防護措置との間の関係とかといったものを捉えていく中で、私たちの判断を明確にしていくしかないのですが、おっしゃるように、記録確認ができないという意味ではおっしゃるとおりです。

○記者 あと、確認なのですが、先ほど記録の保存が3年という話があったのですが、それはあれですか、例えば過去の事例をもし遡ったとして、他にも同様の事例があった場合に、それを東電側が報告していたともし言っていたとすると、それはもう残っていないということになるんですか。やっぱそれあらゆるものは3年で廃棄されるということなのでしょうか。

○更田委員長 それ、総務課長の領分なんですけど、ちょっとさっきから気を付けてるのは、私、文書の保存期間について踏み込んだことを言うと、あとで総務課長が批判あるかなと思って、ちょっとだったんですけど、ちょっと総務課長から発言の機会を与えたいと思います。

○総務課長 はい、総務課長の児嶋です。私も個別にどういう保存期限がどうだったか覚えていませんが、重要度によってももちろん重要なものは重要に、保存期限というのはその中身に依じて、それぞれ各課室で決めています。重要なものは長く残し、今回の事案ももし報告受けて記録が残っていたとしても、いろんな報告いっぱい平時から受けていますので、そういう意味では、その他いろんな諸々の事案ということで、保存期間が短かったということだと思います。すみません。という意味で答えになってますでしょうか。

○更田委員長 担当課がそれぞれ決めているみたいですね。ですから、そうすると、本当

に私たちの技術的な関心事項で議論してるようなものなんか保存期間1年未満とかというのがありますし、ただおっしゃるように、御指摘のように、過去の核物質防護に係る事例について東京電力がしっかり調査をして、更に彼らが保存してる記録に基づいて調査をした場合に、当方側に例えばこういった資料が提出された記録があるとなってるけども、その提出された資料はこちらには残ってないということはあるんだろうと思います。

○記者 そうなりますと、今回こういった事案が発生したからこそ、こういう文書の保存期間の話も出てきたと思うのですが、それでそういった期間を見直すようなお考えとか、そういったものというのはこれから出てくるものなのでしょうか。

○更田委員長 難しいですね。これね。程度の問題でもあるし、それこそ各自重要度をしっかり見極めなければなりませんけども、見直す云々に関しては、ちょっともしそういった必要があるのであれば、委員会で議論すべきことではあるし、また、委員会で議論する場合にも少し下準備が必要だろうとは思っています。今回は核物質防護に係る案件がクローズアップされてるけども、必ずしも今おっしゃったような核物質防護だけに限った話ではないですよ。ただ、特に核物質防護なのかなというの思います。というのは、セーフティに関するものだったら、そもそも多くのものは公開をされているので、私たちが仮に保存してなくたって、それこそネットのどこかに残っているということだってあるし、それからそれを見ている目が多いので、そういった意味で、記録を持つ意味というのは、セキュリティとは違う。セキュリティは、公開しないでやってるだけに、そういった記録の保管というものの重要度がセーフティより高いんじゃないかというふうに思いますので、そういった意味で、御質問受けてではあるけれども、特に核セキュリティ部門における記録の在り方というのは、議論の余地があるだろうと思います。

○記者 すみません、最後にしますけれども、今回の問題は、最初のID不正の問題と比べると、そこまで重大なものではないのかもしれませんが、ただいずれにしてもその2015年の段階から、こういったことが起きているということをお考えすると、その東京電力のその核セキュリティに対する、やっぱり認識の甘さというのが、ずっと常態化しているということの裏付けでもあると思うのですが、その辺踏まえてやっぱり改めて東京電力の核物質防護に対する認識については、どういうふうに評価されているのでしょうか。

○更田委員長 これから検査をずっとしていこうという中で、今の時点で、あまりその受け止めをお話しするのはふさわしいとは思わないのですが、ただ、今の時点まででも、例えば侵入検知装置に対して不具合があった時の、規制当局に対する報告の仕方にしても、一つにとっても、今まで私たちが把握、理解してる限りにおいては、他の事業者との間に大きな違いがある、これはいわゆるある種行政指導文書ですけど、何かがあった時に報告をするようにということになっていて、それに対するレスポンスの仕方が東京電力だけが違うというのは事実だと思っています。それから、代替措置の取り方にして

も、これは牧野さんだったかな、が設置当初からこういう代替措置でやっているというお話があったように、これは報道を通じて知りましたが、それもその今まで私たちが掴んでいるところの理解で言うと、やはり他の事業者の代替措置の取り方として、やはり違うところがある、ですから、まさにこれから検査を進めていくわけですけど、東京電力の核物質防護に対する意識というか姿勢というのは、今までのことを見る限りにおいては、どこかがおかしいというか、どこかが違うというのは、明らかだと思っております。であるからこそ、赤という評価になっているというのは、実際のところですよ。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。今タケウチさん挙げられていますけど、他ございませんか。よろしいでしょうか。ではタケウチさん最後にしたいと思います。じゃあ、お願いします。

○記者 共同通信のタケウチです。すみません。すごい細かいことで恐縮なんですけど、今日委員会の中で少しだけ触れられていたんですが、DGのトラブルの関係なんですけれども、今日、山中委員と委員長がちょっと興味を示されていたのでと思ったんですが、DGの規制要求といたしますか、連続運転のところでは日本では要求してないけど、アメリカでは試験を要求していて、昨日浜岡がやったら4時間ぐらいで落ちちゃったという話だと思うんですが、まず委員長、昨日のトラブルは一つのトラブルは起きる中の一つの例でしかないのかもしれないんですが、委員長この昨日トラブル受けてどのようにこの辺は今問題意識持たれているのでしょうか。

○更田委員長 御質問の中にもあったように、必ずしも昨日の不具合からではないんですけども、一連のやはり経緯があって、技術情報検討会で、非常用のディーゼル発電機、DGの耐久性について、24時間運転、長時間運転で、耐久性の確認をしている海外事例があると、じゃあ、翻って国内ではどうなんだろうということで、まず事業者に対して、そういった長時間運転の確認というのをしているのかというのを伺ったところ、出荷時を除いて、据え付けてから、そういった長時間の試験をしているという例はないということだったので、技術情報検討会でも議論はして、内部でも少し議論をして、じゃあ、こういった長時間運転、長時間運転の試験というのを要求すべきかどうかという議論をしている一連の流れの中で、これ要求するようなことかなというような議論もあればということで、そういった議論の間で事業者の方からやりますという話が伝わってきたので、じゃあとにかく、事業者自身のインセンティブによる意向による確認試験の行方を見ようということになって、そして、中部電力が先頭を切って、今日の委員会での言い方ちょっと気の毒だったかもしれませんが、中部電力が先頭を切ってやっていただいたことには、とてもいいことだと思っておりますし、またこの議論をしてじゃあ、随分早いのですよね、動きが早いというか、電力各サイトでDGの24時間やってみようということになってから、実行に移されるのが、非常に速かったので、そういった意味では、中部電

力の動きの速さは、これは評価されてしかるべきだと思います。一方で、いざやってみたら、4時間でしたっけ、ベローズから排気が漏れるということが分かった。何でこれに。何て言うかな。関心というよりはある種感慨なのですが、何事もやっぱりやってみるものなのだなというのが正直なところで、今回の不具合を捉えて、安全上極めて深刻な問題だというつもりはありませんけれど、それでも浜岡の場合は3号機でもベローズの割れを経験しているのです、やっぱりこういった試験、極めて単純な試験のように思われるけれども、一定の価値があるものだなあというふうに思ったというのが、感想です。

○記者 まだこれから浜岡からどんな原因とか報告が来て、多分ある程度情報をもんできらになると思うのですが、このいわゆる米国のようなやり方するのかどうかという議論は今後どういうふうに考えられていくのでしょうか。

○更田委員長 頻度の問題だと思いますけどね、そんなに高い頻度で耐久性の試験をするものでもないだろうなというふうに思いますけども、要求化するのか、そうでないのかというのは、まだまだ今後の事業者による確認であるとか、それから事業者自身が一定の取り組みを示すのであれば、わざわざ規制当局がその要求という形にする必要はないわけですので、これはまだまだ今後の推移を見て議論を続けたいと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい、それでは本日の会見を以上にしたいと思います。ありがとうございました。

—了—